

番号：141229

国名：モザンビーク

担当：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第一チーム

案件名：投資促進に係る能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年3月下旬から2015年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.70M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	民間セクター開発に係る各種評価調査
対象国/類似地域	モザンビーク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際し、黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、接種を推奨します。

6. 業務の背景

モザンビークは、過去 10 年にわたり、GDP 成長率 6~8%の高成長を維持しており、安定した政治、近年発見された天然資源、農業開発の加速化等により、今後も安定的な発展が見込まれる。このような状況下、日本企業を含む外国企業の投資先として、モザンビークへの関心は高まっており、石炭、天然ガス、木材等の天然資源を原料にした鉱工業や、ナカラ回廊の農業開発事業を中心にビジネス機会が模索されている。

モザンビーク政府は、今後とも安定した経済成長率を維持するためにも、海外投資の継続的な誘致の必要性を認識し、最上位の国家開発計画である「政府五ヵ年計画」(2010~2014)において、国内外の直接投資増大を目標として掲げている。また、その実現のためにモザンビーク初の投資促進に特化した政策文書である「投資促進戦略」(PEPIP: Strategic Plan for the Promotion of Private Investment) (2014~2016) を策定するなど、投資促進に関わる政策的な取り組みを強化してきた。しかし、モザンビークへの投資促進において中心的な役割を担う「投資促進センター」(CPI: Investment Promotion Centre) の組織体制は脆弱であり、投資家への支援サービスの提供、投資ポテンシャルの分析、投資誘致のためのプロモーション活動などが効果的に実施されていない。また、投資促進担当機関 (CPI のほか経済特別区開発促進事務所 (GAZEDA)、農業促進センター (CEPAGURI) 等) 間の連携不足も影響し、PEPIP の実施が円滑に進まず、期待されるほどの直接投資増大に結びついていない現状がある。

このような状況下、モザンビーク政府は、CPI の能力強化のための協力を、2010 年に日本に対して要請した。これを受けて JICA は、2012 年~2013 年にかけて投資促進アドバイザー、2013~2015 年にかけて投資促進能力強化アドバイザーを CPI へ派遣した。これらのアドバイザーの活動を通じ、投資案件・案件候補の情報整理、CPI の人材育成計画に対する提言、IT 開発に向けた支援、投資情報ツールの作成・更新がなされるなど、CPI が投資促進において中心的な役割を果たすための環境整備が着実に進められてきた。しかし、更なる投資促進にあたっては、その環境下で CPI が業務を遂行できるよう引き続き能力強化を行うことに加え、PEPIP の実施推進に向け、他の投資促進担当機関の能力強化及び関係機関間の連携強化が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、モザンビーク政府は、PEPIP の実施促進に向け、CPI を中心とした投資促進担当機関の能力強化、及び関係機関間の連携強化を図るため「投資促進に係る能力強化プロジェクト」(以下、本プロジェクト) の実施を我が国に対して要請した。本詳細計画策定調査は、本プロジェクトの目標、活動内容、実施体制等について、カウンターパート (以下、「C/P」) 機関である投資促進センターをはじめとするモザンビーク側関係者と確認・協議した上で、協議議事録 (M/M) に署名することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本事業従事者は、プロジェクトの協力について、調査項目、評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) を確認するために、必要なデータ・情報を収集、整理し、分析する。JICA 事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015 年 3 月下旬)

- ① 要請背景・内容を把握する (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)
- ② 評価 5 項目に沿って評価グリッドを作成し、現地調査で収集・確認すべき情報を整理する。
- ③ PDM (案) (英文)、PO (案) (英文) 等の作成、取りまとめに協力する。
- ④ 他ドナーが実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤ モザンビーク投資関係機関、民間団体、他ドナー等に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年4月上旬～4月下旬)

- ① JICA モザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② 事前評価の方法について、モザンビーク側関係機関に説明する。
- ③ 事前に送付した質問書を回収・整理するとともに、モザンビーク側関係機関へのヒアリングを通じ、以下を含む関連情報・資料を収集し、現状を把握・分析の上、課題の抽出を行う。ヒアリング結果については議事録に取りまとめる。
 - ア) モザンビークの投資関連政策、施策等
 - イ) 投資関係機関の実施体制 (組織、能力、予算、他機関との関係等)、活動状況
 - ウ) 民間団体や外資企業からみた投資環境改善や投資関係機関の機能改善に関する要望等
 - エ) 他ドナーの投資分野における支援状況
- ④ ③の分析結果を取りまとめた上で、協力デザイン (案) の作成に協力する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 本プロジェクトで取り組むべき課題、目指すべき目標・成果、その達成のためのアプローチ等
 - イ) 本プロジェクトで想定される活動、投入、実施体制 (案)
 - ウ) 本プロジェクトの成果が持続性を保つための方法、仕組み等
- ⑤ ④を踏まえ、PDM (案)、PO (案) の修正、取りまとめに協力する。
- ⑥ ③～⑤を踏まえ、モザンビーク側関係機関との協力デザイン等に関する協議に参加する。
- ⑦ 調査結果や他の調査団員、及び、モザンビーク側関係機関との協議結果を踏まえ、R/D (案) 及び M/M (案) の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から、プロジェクトを分析し、現地調査結果の取りまとめを行う。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA モザンビーク事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年4月下旬～5月上旬)

- ① 帰国報告会等に出席し、担当分野に関わる調査結果を報告する。
- ② 「投資促進アドバイザー」や他の調査団員と協働し、担当分野に係る詳細計画策定結果 (案) (和文) を作成する。
- ③ 事業事前評価表 (案) (和文) を取りまとめる。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は (1) 及び (2) とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定結果 (案) (和文)
- (2) 事業事前評価表 (案) (和文)

上記、成果品は電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年4月6日～4月27日を予定しています。

JICAの調査団員は、本業務従事者に1週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

加えて、現在派遣中の「投資促進能力強化アドバイザー」も調査の一部に参加予定です。

③便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

あり (英語⇄葡語)

オ) 現地日程のアレンジ

当機構によるアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (03-5226-8051) にて閲覧可能とします。

・モザンビーク国 投資促進アドバイザー業務 専門家業務完了報告書

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ポルトガル語ができることが望ましい。

以上